

校、高等女学校、高等学校の目的すなわち中等教育の目的規定として用いられてきた経緯がある。そこで、戦後の高校の目的の一つが旧学制と同じ「高等普通教育」という用語で規定されていることをとらえて、普通科における進学準備課程としての性格を正当化しようとする見解があるけれども、これは重大な誤解である。

高等学校は、学校体系上は国民教育の完成段階と位置づけられている。実際、1973年以降、高校進学率はつねに90%を超えており、高校教育は現実に国民教育として定着している。しかし普通科は、実態面からさまざまな問題をかかえている。たとえば、普通科の卒業生の進路を1991年についてみると、卒業生133万4,387名のうち、大学等への進学者39.0%、専修学校専門課程入学者16.8%、専修学校一般課程等入学者17.5%、就職者21.8%などである。ここには、大学等への進学者が多く（専門学科では10%前後）、高卒後ただちに大学に進学する者の大部分（91.8%）を占めること、他方で就職者が少なく（専門学科では70.4%）、高卒就職者の46.9%に過ぎないこと、無業者が5.5%にも達すること（専門学科では3.3%）、などの特色がみられる。無業者の大部分と専修学校一般課程等入学者の大部分は、再度大学受験を目指すいわゆる浪人とみられる。普通科においては、いわゆる浪人をふくめて卒業者の3分の2近くが大学に進学するか進学を目指していることになる。

こうして普通科は、一方で学校教育法が予定している体系のうえでは、換言すれば理念のうえでは国民教育の完成段階と位置づけられており、普通科をこのような教育機関としてとらえようとする教師、生徒、住民も少なくない。しかし、他方で大学進学要求の圧力が重くのしかかっているため、普通科に青年期の教育機関としての重要性を認めながらも、実質的にこれに大学進学準備課程としての機能をもたせようとする意見や期待も多い。普通科をめぐる見解は、ここに述べた両極のはざまにあって揺れている。1高校1通学区という小・中学校と同様の小学区制がいわゆる学校格差を解消する有力な方策であることは自明であるにもかかわらず、有力な進学校の温存を可能ならしめる中学区制・大学区制が支配的であること、普通科の教育課程に大学進学準備を目的とした類型制やコース制の多いこと、などは普通科が置か

## 普通科

❖定義 高等学校における普通教育を主とする学科の略称。学校教育法は、高等学校（以下適宜に高校と略す）の目的を「高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする」（第41条）と規定している。この条文については、「高等普通教育と専門教育は必ず両者を併せ施さなければならないのであって、一方のみを施す高等学校は認められない」趣旨である（内藤誉三郎『学校教育法解説』1947年）とされてきた。高校の現実の設置形態は、高等学校設置基準や高等学校学習指導要領により、普通教育を主とする学科と専門教育を主とする学科とに分けられている。前者が普通科で、後者は専門学科と略称されている。1991年には、全高校生の約75%が普通科に在籍しており、普通科は高校の代表的学科となっている。

❖普通科の性格 学校教育法にいう「高等普通教育」は、初等普通教育（小学校の目的）、中等普通教育（中学校の目的）とセットをなす国民教育の目的たる普通教育の高等の段階を意味する。ところで「高等普通教育」という用語については、第2次大戦までの旧学制においては、長らく中学

れている社会状況の反映である。

❖教育課程 普通科の教育課程は学校が定めるものであり、学習指導要領がすべての高校生に必修と定めている教科・科目を含む普通教育に関する教科・科目及び専門教育に関する教科・科目、ならびに特別活動により構成される。実際には、専門教育に関する教科・科目を開設している普通科は非常に少ない。また普通科では、全生徒に同一の教育課程を課す場合はきわめてまれで、教科・科目について選択制を取り入れている場合が多い。実際には、小規模学校をのぞくと、第1学年のみを共通として、第2学年以降に自由選択制、類型制あるいはコース制を採用するなど、種々工夫がこらされている。

自由選択制は、クラスを固定し、同一時間帯に並列して開設する複数の教科・科目の中から履修すべき教科・科目を生徒に自由に選択させる方式である。類型あるいはコース制は、進学・就職の別だけでなく、「進学」をさらに文系・理系・文理系、あるいは国公立大・私立大など、志望する進学先の大学・学部の性格や入試における学力検査科目などに注目して教科・科目の組み合わせを構成したものである。類型制では、クラスを固定したまま、教科・科目をセットにしたいくつかの類型を開設し、その中から生徒に類型を選択させる。コース制は、入学時に構成されたいわば自然学級を解体して、生徒をコースに分けて学級を構成する方式である。

自由選択制、類型制あるいはコース制のほか、高等学校学習指導要領は、生徒の学習の習熟度に応じて学級を編成することを認めている。しかし普通科は、学区域内において進学に際して事実上いわば習熟度別に配分されているに等しいので、学校内で習熟度別に学級を編成することには教育現場では抵抗が大きい。また京都府の公立高校普通科が1986年から実施している「類」は、生徒募集、入試の段階から区分されているので、コース制というより普通科をさらに区分した小学科に等しい方式である。

<佐々木享>

#### ▶普通教科、高等学校

[参考文献]

佐々木享『高校教育論』大月書店、1976

佐々木享『高校教育の展開』大月書店、1979

## 普通教育

❖定義 すべての人が共通に学ぶべきものとされている教育、また、すべての人が共通に学んでいる教育。特定の職業生活に必要な知識・技能を学ぶ職業教育、高度に分化した特定分野を深く学ぶ専門教育あるいは高等教育と区別、対置される。初等教育を普通教育とみなすことに異論はないけれども、中等教育を普通教育とみなすか否かは、中等教育のとらえ方が時代あるいは国情に制約されるので、若干の議論がある。

学校教育法は、小学校の教育目的を「初等普通教育」、中学校のそれを「中等普通教育」、高等学校のそれを「高等普通教育及び専門教育」と規定し、普通教育を学校の段階に対応する初等、中等、高等の三段階に区分している。なお高等学校の段階では、普通教育のほかに専門教育をも課すとしていることが注目される。

❖普通教育の範囲 現代日本の普通教育は、学校教育法や学習指導要領等により、母国語、算数、理科、社会、図画、工作、体操、音楽等の教科と特別活動などで構成され、学校段階が進むに従って算数は数学に、図画は美術となり、保健が加わり、数学、理科、社会などは分化してその水準を高めるよう組織されている。

男女一方のみに学ばせる教科は、定義からして普通教育とは言えない。その意味で、旧学制下の「裁縫」「家事」、戦後の中学校・高等学校の家庭科のように女子にのみ課された教科は、女子教育の重要な教科ではあっても普通教育とは言えない。男子のみに課されていた中学校の技術科も同じ意味で普通教育の教科とは言えない状況にあった。これら教科については、広範な女性の要求によって実現した「女子差別撤廃条約」の批准（1985）に伴い、1989年に改訂された中学校・高等学校学習指導要領が性別履修指定を完全に撤廃したので、普通教育の教科となる可能性が生まれた。なお現在の中学校、高等学校ではほとんどすべての生徒が外国語を学習しているにもかかわらず、学習指導要領は外国語を必修教科としていないので、外国語学習は厳密な意味では普通教育とは言えない。また中学校の技術科から発展する教科が高等学校にないことも、一つの重要な問題とされている。これらの事情は、普通教育の内容が社会的、歴史的條件に規定されることを示唆して